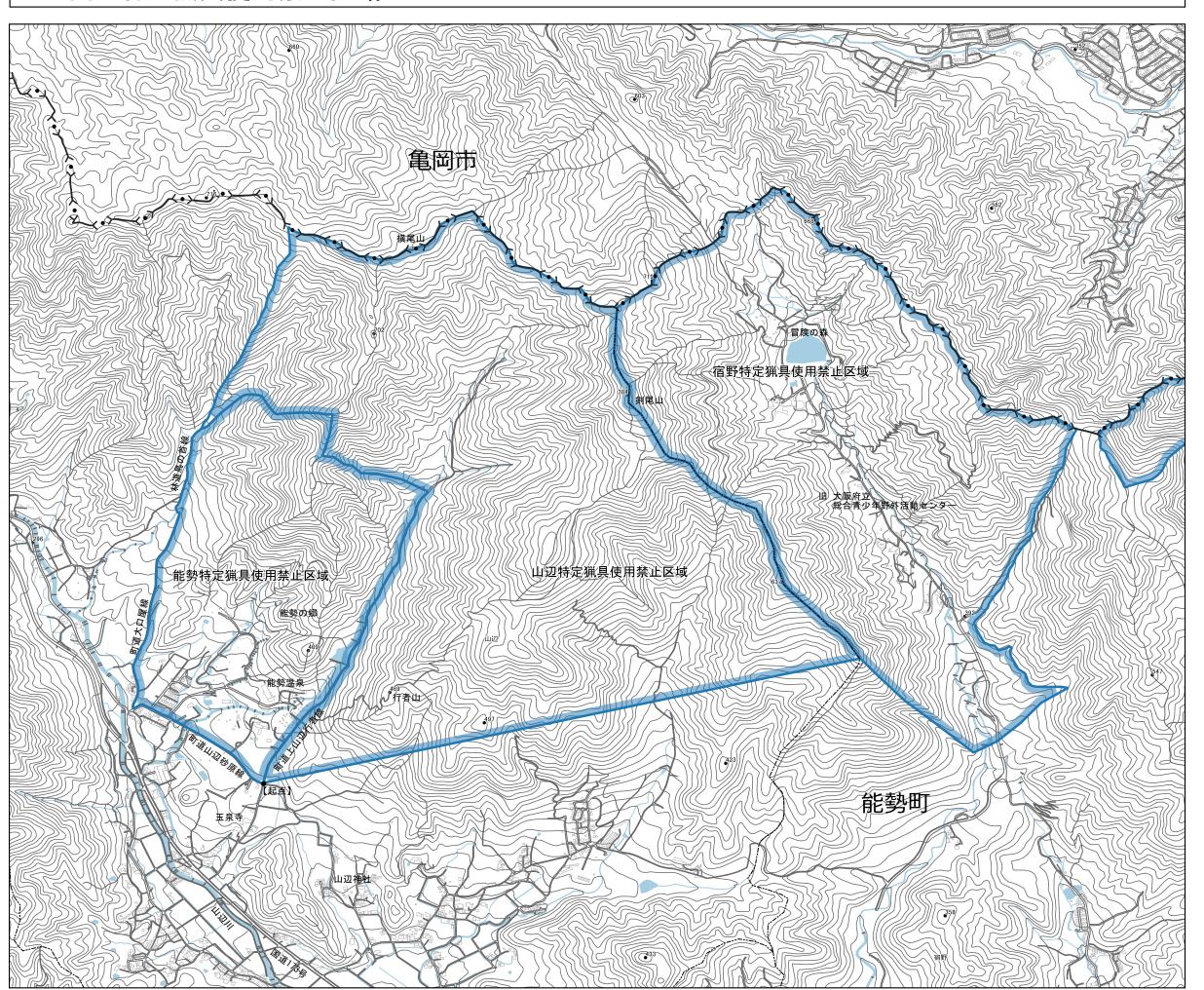
04 山辺特定猟具使用禁止区域



500 m 【全体図】 【凡例】 鳥獣保護区 鳥獣保護区特別保護地区 特定猟具使用禁止区域(銃) 鳥獣保護区(他府県) 【指定区域】 町道東山辺砂原線と町道上山辺行者線の交点を起点とし、同上山辺行者線を北進、旧能勢の郷野外活動センターの敷地に沿って北西進、 林道鳥の首線に至り、旧府営林境界沿いに小尾根を北進、大阪府と京都府の境界に至り、境界 沿いに東進、旧大阪府総合青少年野外活動センター敷地境界に至り、敷地境界沿いを剣尾山 頂を経て尾根筋を南東進、同センター敷地境界 が尾根上で終わる地点から標柱7から標柱14まで を順次結び起点に至る線で囲まれた区域

1:10000

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。